

平成 28 年 12 月 5 日  
消費者庁食品表示企画課

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）についての意見募集

## 1 意見募集の対象

・健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）

（内閣府令（案）の概要については、以下の URL を御参照ください。）

<http://search.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080036&Mode=0](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080036&Mode=0)

## 2 意見募集の趣旨

消費者庁では、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）に関して、今般、関与成分が含まれていない等の特定保健用食品 6 品が判明したことを踏まえ、特定保健用食品については、許可後、当該食品の安全性又は効果に、新たな科学的知見を得た場合には、許可を受けた者に対し、消費者庁への報告を義務付ける改正を行うとともに、その他、食品表示基準の施行に伴う所要の改正を検討しております。

今般、その内容を踏まえ改正した内閣府令（案）を作成いたしました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。なお、本府令案の概要は、早急に国民の皆様から御意見を伺うためにお示しするものであり、今後、国民の皆様から頂いた情報・意見を踏まえ、内容を検討の上、内閣府令を改正する予定です。

## 3 意見募集期間

平成 28 年 12 月 5 日（月）から平成 29 年 1 月 4 日（水）まで

（郵送の場合は同日必着）

## 4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- 【1】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【2】 職業（法人その他の団体にあつては業種）[任意]
- 【3】 住所
- 【4】 電話番号

【5】 電子メールアドレス（お持ちの場合）

【6】 御意見及びその理由

（1）電子メールの場合

E-mail : i.shokuhin5@caa.go.jp 宛て

\* 電子メール件名を「特別用途表示に関する内閣府令（案）について」として  
ください。

（2）FAX の場合

FAX 番号 : 03-3507-9292 消費者庁食品表示企画課 府令案意見募集担当宛  
て

\* 表題を「特別用途表示に関する内閣府令（案）について」としてください。

（3）郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

消費者庁食品表示企画課 府令案意見募集担当宛て

\* 封筒表面に「特別用途表示に関する内閣府令（案）について」と朱書きして  
ください。

#### 5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用しません。
- 電子メールでの御意見は、テキスト形式の電子メールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

（担当）消費者庁食品表示企画課  
増田、安藤  
TEL : 03-3507-9222（直通）  
FAX : 03-3507-9292

平成 28 年 12 月 5 日  
消費者庁食品表示企画課

## 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）についての意見募集

### 1 意見募集の対象

・健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）

### 2 意見募集の趣旨

消費者庁では、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）に関して、今般、関与成分が含まれていない等の特定保健用食品 6 品が判明したことを踏まえ、特定保健用食品については、許可後、当該食品の安全性又は効果に、新たな科学的知見を得た場合には、許可を受けた者に対し、消費者庁への報告を義務付ける改正を行うとともに、その他、食品表示基準の施行に伴う所要の改正を検討しております。

今般、その内容を踏まえ改正した内閣府令（案）を作成いたしました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様から御意見を募集いたします。なお、本府令案の概要は、早急に国民の皆様から御意見を伺うためにお示しするものであり、今後、国民の皆様から頂いた情報・意見を踏まえ、内容を検討の上、内閣府令を改正する予定です。

### 3 意見募集期間

平成 28 年 12 月 5 日（月）から平成 29 年 1 月 4 日（水）まで  
（郵送の場合は同日必着）

### 4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。  
なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- 【1】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【2】 職業（法人その他の団体にあつては業種）[任意]
- 【3】 住所
- 【4】 電話番号
- 【5】 電子メールアドレス（お持ちの場合）
- 【6】 御意見及びその理由

(1) 電子メールの場合

E-mail : i.shokuhin5@caa.go.jp 宛て

\* 電子メール件名を「特別用途表示に関する内閣府令（案）について」として  
ください。

(2) FAX の場合

FAX 番号:03-3507-9292 消費者庁食品表示企画課 府令案意見募集担当宛て

\* 表題を「特別用途表示に関する内閣府令（案）について」としてください。

(3) 郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

消費者庁食品表示企画課 府令案意見募集担当宛て

\* 封筒表面に「特別用途表示に関する内閣府令（案）について」と朱書きして  
ください。

**5 注意事項**

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- 電子メールでの御意見は、テキスト形式の電子メールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

## 「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の概要

### 1 概要

本府令は、「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令」に関して、特定保健用食品については、許可後、当該食品の安全性又は効果に、新たな科学的知見を得た場合には、許可を受けた者に対し、消費者庁への報告を義務付ける改正を行うとともに、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の施行に伴う所要の改正を行うものである。

### 2 改正の趣旨・内容

#### （1）再審査（第 5 条関係）

今般、関与成分が含まれていない等の特定保健用食品 6 品が判明したことを踏まえ、現在、特定保健用食品許可書に、許可の条件として、当該食品の安全性又は効果につき、新たな科学的知見を得た場合には消費者庁長官まで報告する義務が生じることについて、明確化する改正を行う。

#### （2）特別用途食品の表示事項等（第 8 条関係）

食品表示基準の施行に伴い、栄養素等表示基準値（国民の健康の維持増進等を図るために示されている性別及び年齢階級別の栄養成分の摂取量の基準を性及び年齢階級ごとの人口により加重平均した値）の対象年齢を、これまでの 6 歳以上から 18 歳以上に変更したため、所要の改正を行う。

### 3 施行日

平成 29 年 2 月上旬

○内閣府令第 号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第一項の規定に基づき、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二項を第三項とし、同条第一項中「、新たな科学的知見が生じたとき」を「、前項の報告について必要があると認めるとき」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

特定保健用食品に係る法第二十六条第一項の許可を受けた者は、当該特定保健用食品の安全性又は効果についての新たな科学的知見を得たときは、消費者庁長官に報告しなければならない。

第八条第一項第十号中「六歳」を「十八歳」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案 新旧対照条文

○健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（再審査）</p> <p>第五条 特定保健用食品に係る法第二十六条第一項の許可を受けた者は、当該特定保健用食品の安全性又は効果についての新たな科学的知見を得たときは、消費者庁長官に報告しなければならない。</p> <p>2  内閣総理大臣は、消費者庁長官が法第二十六条第一項の許可を行った特定保健用食品について、前項の報告について必要があると認めるときその他必要があると認めるときは、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>3  消費者庁長官は、前項の意見を踏まえ、再審査を行い、必要に応じ、当該特定保健用食品に係る法第二十六条第一項の許可を法第二十八条第三項の規定により取り消すものとする。</p> <p>（特別用途食品の表示事項等）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 特定保健用食品であつて、保健の目的に資する栄養成分について国民の健康の維持増進等を図るために性別及び年齢階級別の摂取量の基</p>	<p>（再審査）</p> <p>第五条</p> <p>内閣総理大臣は、消費者庁長官が法第二十六条第一項の許可を行った特定保健用食品について、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときは、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>2  消費者庁長官は、前項の意見を踏まえ、再審査を行い、必要に応じ、当該特定保健用食品に係る法第二十六条第一項の許可を法第二十八条第三項の規定により取り消すものとする。</p> <p>（特別用途食品の表示事項等）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 特定保健用食品であつて、保健の目的に資する栄養成分について国民の健康の維持増進等を図るために性別及び年齢階級別の摂取量の基</p>



準が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の、当該基準における摂取量を性及び年齢階級（十八歳以上に限る。）ごとの人口により加重平均した値に対する割合

十一～十二（略）

2  
3（略）

準が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の、当該基準における摂取量を性及び年齢階級（六歳以上に限る。）ごとの人口により加重平均した値に対する割合

十一～十二（略）

2  
3（略）